委員会からのお知らせ

第198回食品安全委員会議事概要

平成19年7月12日(木) 14:00～14:50

議事概要:

(1)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

1)農薬 ピリダリル
・厚生労働省から説明。
・農薬専門調査会において審議することとなった。

＜参考＞
1)殺虫剤で、ばれいしょ、リーフレタス、アスパラガス等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(2)動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・動物用医薬品 4品目に関する意見・情報の募集について
1)フロルフェニコール
2)フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)
3)フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)
4)豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバックPRRS生ワクチン)
・事務局から説明。
・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

＜参考＞
1)、2)、3)抗菌剤で、牛及び豚の細菌性肺炎などの治療に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
4)弱毒化した豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルスを主剤とする豚用の生ワクチンです。

(3)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1)遺伝子組換え食品 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ6275系統(食品)に係る食品健康影響評価について
・事務局から説明。
・「『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断された。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
2)遺伝子組換え食品等 プロテアーゼに係る食品健康影響評価について
・事務局から説明。
・「『GEP－44株由来のプロテアーゼ』については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』の『組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合』に該当することから、本基準の対象ではないと判断される。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

＜参考＞
1)チョウ目害虫に対し抵抗性を持ち、また、除草剤グルホシネートに対し耐性を持つトウモロコシです。
2)食品添加物で、タンパク質のペプチド結合を加水分解する際に用いられる酵素です。

(4)食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成19年度評価依頼予定物質について(報告)

・厚生労働省から報告。
・平成19年度に食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する予定の物質について、ピリダリルを追加する旨(合計208物質を予定)、(1)と併せて報告があった。

(5)食品安全モニターからの報告(平成19年5月分)について

・食品安全モニターから5月中に報告された33件について事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

プライバシーポリシー